

新総合計画提言

■ 子育て支援

1. 幼児教育体制の再構築

幼児教育については、同じ地域の子どもで、同じ年齢の子どもは、地元小学校へスムーズな入学ができるように、保育所・幼稚園の連携による幼児教育の再構築が求められ、それに応える民間活力による特色のある保育・教育の充実も必要となってきた。

また、保育所・幼稚園の預かり保育の拡充を図り、希望する施設に入所、利用できる体制を整備するほか、子育て・児童虐待相談などについて組織の一体化が必要なことから、子育て学習センター・女性交流センター・ファミリーサポートセンターなどの子育て相談窓口を一箇所にまとめ、(仮称)子育て支援センターとして、利用しやすい場所に設置する。

2. 幼小の連携と小中一貫教育の推進

小学生が教室で座っていられなかったり集団行動がとれない「小1プロブレム」、中学生になった途端に学習や生活の変化になじめず不登校となったりいじめが起きる「中1ギャップ」は、新しい環境に適応できないことにより生じている。就学前児童と小学1年生が同じ教室で学ぶ合同授業や、小中別々の教育課程につながるのがある時間割や指導法を取り入れたりしながら、個々の児童の発達に合わせた小中一貫教育について検討を進める。

3. スクール・ニューディール構想の推進

21世紀の学校にふさわしい教育環境の整備を図るため、施設の耐震化と太陽光発電の導入をはじめとしたエコ改修の推進を図り、施設の老朽化に伴う改築・建て替え計画の検討を進める。

また、電子黒板、デジタル教材などの導入により、教育現場におけるICT化(情報通信技術)をより充実させ、教育における情報教育格差を解消し、情報教育と分かり易い授業を推進する。

4. 子どもの安全な居場所の確保

女性の就労支援として、放課後や休日の子どもの安全な居場所と充実した保育・教育の場の確保が求められている。教育・スポーツ・文化活動などに、教員OBや経験豊かな社会人の協力が得られる体制づくりや、児童館の計画的な設置、アフタースクールの拡充などにより居場所の新設・確保を図る。また、さまざまな子育てニーズに応えられる、民間事業所の開設・運営について支援を行う。

5. 強く生きる力を育む教育の推進

さまざまな家庭環境の子どもたちがいる中で、授業についていけない子どもたちや、ストレスをうまく処理できない子どもたちに対して、少人数学習の拡充や専門カウンセラーの配置を強化する必要がある。

また、発達に障害のある児童生徒に対しては、早期発見と早期対策のシステムの構築と一人ひとりに応じた支援のほか、保護者や学校に専門的な指導、助言などを行う体制が必要である。

■ 福祉・医療

1. 高齢者福祉の推進

団塊の世代が確実に後期高齢者となるように高齢化がますます進むなか、今後利用者の増加が見込まれる特別養護老人ホームなどの老人介護施設やグループホームなど高齢者福祉施設の充実が求められる。

また、高齢者が安心して生活できるよう買い物や通院に便利な市街地の空き家利用など住宅対策を図るほか、中山間部に生活する高齢者の負担を軽減する。

さらに、高齢者の居場所づくりとして、地域ごとに設置している生きがいデイサービスの充実を図るほか、小さな地区単位の公共施設（集会所・クラブ・お寺）などを利用した居場所づくりを推進する。

2. 障害者福祉の推進

障害者が希望を持って暮らせる社会に向け、ライフステージを通じた支援の仕組みや施策を幅広く推進することが求められている。障害者の自立を目指し、障害者雇用の拡大と就労支援やバリアフリー化による各種生活支援施設の整備促進を図る。

また、療育を必要とする子どもが増えており、早期発見・早期療育に対応するためには、手狭になっているあしたば園を拡充し、療育施設としての機能を高める。

3. 地域福祉の推進

自分たちの暮らす地域で共に支え合いながら自立した生活を送ることができるように、地域の絆・つながりを大切にした福祉の推進が求められている。このため介護予防のための生涯学習を推進するとともに、地域での社会参加やボランティアの養成をすすめ、ボランティアネットワークの強化を図る。

また、市民生活の安全性・利便性を高めていくことが、とりわけ高齢者・障害者などの要援護者にとって重要な施策であり、全市的な歩道段差の解消、公共施設のエレベーター設置、中山間部における車両進入道路の設置など、道路・公共施設のユニバーサルデザイン化を計画的に進めていく。

4. 保健・医療の充実

市民の健康を守るため、生活習慣病健診の充実や妊婦健診の継続、乳幼児健診など積極的な推進に努める。

また、新型インフルエンザなど感染症対策の強化を進める。

市民病院の適正化については、市民病院改革プランを計画的に推進し、特に、市民病院の医師・看護師の確保を図り、病院経営の改善に努める。また、地域医療の推進を図るため、診療所の診察機能の充実を図る。

■ 産業・商業

1. 高齢化社会に適した公共交通の整備

高齢化の進展と共に、公共交通の利便性の向上が求められている。循環バスの増便やデマンド乗り合いバス・タクシーの運行などで、市内全域にきめ細かな交通体系の整備を図る。

2. 地域農業の活性化

輸入農産物や食材からの残留農薬の検出等、食の安全を揺るがす問題が発生している。また、世界的な食糧危機による、食糧自給率向上を求める動き、食の安全への関心はかつてなく高まっている。本市においても地域の農業、食材を見直そうとの運動は大きな広がりを見せている。農漁業を地域の基幹産業として位置づけ、農業振興のため食と農の基本計画を策定し、地域特産品のブランド化など、農・商・工が連携し地域農業の活性化、後継者育成を推進する。

3. 地産地消の推進

地産地消には、地域で取れた農・漁産物をその地域の生産者、加工業者などが調理して消費者に提供することも含んでおり、この活動は地域農業の振興において多面的で幅広い可能性を備えている。行政・関係機関・農家等、地域一体で取り組むことにより、遊休荒廃地の解消や農業・漁業の持続的な発展に、大変有効な手段となるものであり、学校給食の食育もあわせて積極的に推進する。

4. 道の駅の設置

国土交通省は、農林水産省とも連携し、交通情報のほか、祭りや史跡、温泉、キャンプ場など全国の地域情報をコンピュータネット端末で無料検索できるふるさと情報拠点として道の駅の整備を進めている。この施設は、活力ある地域づくり、地域と道路利用を目指すものであり、地域物産を販売する大規模な施設として道の駅を設置し、観光客への農漁産物販売を拡大し、農・漁業の振興を図る。

5. 農業者の経営基盤の強化

政府による米買い上げ価格引下げによる生産者米価の下落、担い手不足など農業経営は厳しさを増している。農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業従事者が他産業並みの年間労働時間で他産業並みの年間所得を確保できるような効率的で安定的な農業経営と持続発展のため、農家に対する支援を行う。

6. 観光都市の構築

赤穂が持っている自然と歴史と食と文化を連携させて活用を図り、忠臣蔵のふるさと、塩のまちとしての観光施策を展開する。

赤穂を訪れると心と体がリフレッシュできる環境の提供やブランド食の開発、市内の歴史散策・文化イベントを楽しみ、温泉でゆったりと宿泊できるような赤穂の魅力を再構築し、新たな観光客の誘致、リピーターの増加を図る。また、塩をテーマとした仮称塩サミットを開催し、国内外の都市との交流も図る。

7. 新たな雇用の創出と企業誘致

医療・福祉、農林業分野、観光振興事業の展開を進めることによって新たな雇用の創出と雇用確保を図り、就職が困難な社会的弱者にも雇用拡大を推進する。

西浜工業団地、磯産業団地、清水工業団地はそれぞれ整備され受け入れ態勢は整っている。西播磨テクノポリスとの連携を図り、民間（商工会議所など）と連携をとりながら積極的な企業誘致に取り組む。

8. 団塊の世代の能力活用

市民ニーズにあった社会サービスの提供ができ、地域を元気にする活動や事業を行うために、ボランティアではなく企業でもないコミュニティービジネス、NPO、共同労働のような、主体的に働ける場が求められている。団塊の世代の能力活用と地域のニーズを満たし、個人の働きがい、生きがい、新たな雇用の創出を図る。

■ 環境共生

1. 循環型社会の形成とCO₂の排出対策

大量消費による自然環境汚染、CO₂排出の増大等が社会問題化しており、循環型社会の構築を行政、市民、事業者が共同で進めていくことが求められている。ごみ減量化対策を一層進めるため、リサイクルプラザにおいて家庭用品、家具などの再利用の推進、スーパーなどへの過剰包装の自粛を働きかけるなど7R（リデュース、リユース、リサイクル、リファイン・リペア・リターン・レンタル）を強化する。

また、地球温暖化対策として、CO₂排出・省エネ・エコ対策を市全体で取り組み、太陽光発電などについて、企業ほか市の施設や各家庭への導入を進める。

2. 良質な水質の保全と環境監視体制の充実

自然環境の保護、とりわけ上水道水源の良質な水質の保全は、将来にわたり確保されなければならない問題である。そのために、千種川流域自治体とも連携しながら、水道水源保護条例の制定等について検討し、千種川の水質保全に努める。

また、豊かな自然環境を守り公害のない安心安全なまちづくりは、市民共通の願いであり、大気、水質、土壌汚染などについて、監視体制の充実を図る。

3. 自然海岸等の整備とエコロードの推進

本市には、貴重な自然海岸が残されており、市民のやすらぎの場となっている。水と触れ合う親水空間としての整備を県とも連携して推進する。

また、環境への負荷軽減、健康・エコ志向により通勤・サイクリング等自転車人口は増大している。現総合計画にエコロードの整備が計画されているが自転車専用道路の整備が遅れている。自転車専用道路や自転車歩行者兼用道路の整備、千種川河川敷のエコロードの延長整備を進める。

4. 環境ボランティアのネットワーク化

自然と共生しながら自然環境を保全し将来に残していくためには、行政・市民と協働で推進することが大切である。里山荒廃の進行防止や、河川・ため池等の除草や海岸・地域周辺のゴミ処理等について、高齢化により当該地域の住民だけでは困難となっている。

地域力と市民力を高めて、市内のさまざまな環境ボランティアのネットワーク化をはかり、自然環境を守る態勢を確立する。

■ 安全安心

1. 防災・防犯情報システムの構築

あらゆる災害を未然に防ぐことや減災の観点から、正確で早く市民のだれにでも情報を伝達することが大切である。国や県、赤穂市の各種防災・防犯情報システムを自動的に連携させて、瞬時に市民へ伝えるシステムの構築が効果を発揮する。また、安全管理監と消防本部、地域防災組織との活かした情報交換が可能な体制づくりを推進する。

2. きめ細かな防災・防犯体制の充実

最近の自然災害・火災や犯罪の悲惨さを見れば、当市の危機管理体制の再構築は喫緊の課題である。市内河川の基礎的な改修、一人暮らし老人や高齢者など災害時の要援護者が増加する中、減災のための避難所のあり方と避難方法・避難訓練など、きめ細かな取り組みが必要であり、自治会の組・班単位で避難ルートや危険箇所を確かめ合う機会を設ける。

また、防犯パトロールの充実や防犯カメラの設置など、犯罪から市民を守る体制、取り組みの強化やアスベスト対策も推進しなければならない。さらに、新型インフルエンザの流行や、進化したウィルス発生なども想定した危機管理体制、詐欺商法などから市民を守る消費者保護体制の強化を図る。

3. 治山・治水事業の推進

平成21年兵庫県西・北部豪雨災害では佐用町などで未曾有の災害が起きた。この災害を教訓として、千種川流域の山林保全のため治山治水のあり方を抜本的に見直し、未改修箇所については早期の改修を図る必要がある。

このため台風による風倒木の撤去や、造林・間伐のほか治水対策として、河床の掘削等河川整備を県と連携を強化し早急に促進する。また、加里屋川についても整備計画を具体化し改修を図る。

4. 内水排除・沿岸部の災害対策

豪雨時には都市下水の排水能力が不足しており、内水排除についても抜本的な災害対策を講ずる必要がある。また、近年、台風の大規模化による高潮対策、南海・東南海地震による津波等を考慮し、被害を防ぐための護岸の整備が求められているが、特に御崎・西部地区の海岸防波堤は整備が遅れており、早期の整備を進める。

■ 地域主権

1. 多様な地域連携事業の推進

定住自立圏形成のほか、他の近隣市町とも広域な連携を図り、交通（道路・鉄道・海上等）の利便性向上、特に市民の長年の願いである高取峠のトンネル化については相生市とも連携を強化し早期実現を目指す。

また、治水対策の一環として千種川水系の各自治体と災害対策について連携を図り災害防止に努める。

2. 情報公開と市民参加の推進

徹底した情報公開と説明が、市民の信頼を得ることに繋がることから、対話行政を一層進め、地区懇談会などに、市が進んで参加し、市民の声を聴き、市政への要望の反映を図るほか、明日を担う若い力を育成するため、行政に若者の声を反映するシステムづくりを推進する。

また、行政への市民参加を進めるため、各種審議会・委員会の公募委員枠の拡大と参加しやすい条件の整備を図る。

3. 地域格差のない情報通信システムの整備

高度情報化社会で生きる市民にとって、情報通信システムはどの地域においても同等の整備が求められている。防災や行政においても情報通信システムは重要である。民間の情報通信システムが活用できない地域への支援や、行政情報通信のネットワーク化についても計画的な整備が必要である。

4. 健全な財政運営の確保

地方主権時代を向え、自立的な財政基盤の確立が求められており、永続的な市民福祉の維持・向上のため、徹底した事務事業の見直し、適正な行財政運営機能強化のため外部監査の導入、財源確保の取り組み強化など、引き続き行財政改革を推進する。

5. 土地の有効活用

現在、有年・野中・浜市の区画整理事業が進められているが、事業の支援とあわせて医療・福祉・商業等の誘導による快適な住環境を整備し、定住人口の増加を積極的に推進する。

西部地域は市街化区域として指定され相当な経過年数となるが、市街化区域としての特性を生かせず整備は進んでいないことから、早急に整備計画を進める。

■ 生涯学習

1. スポーツの振興

スポーツの振興は、全市民の健康増進に寄与すると共に、夢・希望を持って共に生きる生涯生活に活力を与えるものである。

大きな（国際・全国・県等）大会を開催することにより、スポーツ振興に一層の効果を上げ、交流人口の増加を図ることができる。

海浜公園東の県及び市の公共用地を活用したスポーツ施設の新設や、施設の追加整備・改修を推進し、組織・指導体制を充実させながら生涯スポーツ社会の構築を推進する。

2. 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興を市民・団体・赤穂市出身者などの夢を育むように充実させると共に、芸術文化活動支援施策にも取り組むほか、赤穂市が誇れる価値ある歴史資源、埋蔵文化財の最大限の活用を図る。